

H25.10.24変更

定 款

公益財団法人

鳥取県暴力追放センター

公益財団法人鳥取県暴力追放センター定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、公益財団法人鳥取県暴力追放センターと称する。

(事務所)

第2条 この法人の主たる事務所は、鳥取県鳥取市に置く。

2 この法人は、理事会の決議により、従たる事務所を必要な地に置くことができる。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、県内のあらゆる職域、地域において、暴力団員による不当な行為の被害者の支援活動を徹底し、暴力団員による不当な行為についての相談事業を行うとともに、暴力団員による不当な行為を予防するための広報活動等を推進することにより、暴力団の資金源の遮断及び環境の浄化等を通じて、暴力団の存在基盤の根絶を図り、もって暴力のない「安全安心な鳥取県づくり」に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 この法人は、前条の公益目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 暴力団員による不当な行為の被害者に対して見舞金の支給、民事訴訟の支援その他の救済を行うこと。
- (2) 暴力団員による不当な行為に関する相談に応ずること。
- (3) 暴力団員による不当な行為の予防に関する個人又は団体の組織活動を援助すること。
- (4) 鳥取県公安委員会の委託を受けて、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第14条第2項の不当要求による被害を防止するための措置が有効に行われるようにするための講習を実施すること。
- (5) 少年に対する暴力団の影響を排除するための活動を行うこと。
- (6) 暴力団の事務所の使用により付近住民等（付近において居住し、勤務し、その他日常生活又は社会生活を営む者をいう。）の生活の平穀又は業務の平穀が害されていることを防止すること。
- (7) 暴力団から離脱する意志を有する者を援助するための活動を行うこと。
- (8) 法第32条の3第2項第8号に規定する不当要求情報管理機関の業務を援

助すること。

- (9) 暴力団員による不当な行為の予防に関する知識の普及及び思想の高揚を図るための広報活動を行うこと。
 - (10) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法第122号）第38条に規定する少年指導委員に対し、少年に対する暴力団の影響を排除するための活動に必要な研修を行うこと。
 - (11) 暴力団の動静及び資金源活動に関する調査監視並びに情報収集活動を行うこと。
 - (12) 前各号に掲げるもののほか、前条の目的を達成するために必要な事業
- 2 前項の事業については、鳥取県において行うものとする。

第3章 財産及び会計

(財産の種別)

第5条 この法人の財産は、基本財産と運用財産の2種類とする。

2 基本財産は、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) この法人の目的である事業を行うために不可欠な財産として理事会で議決した財産
 - (2) 基本財産とすることを指定して寄附された財産
- 3 運用財産は、基本財産以外の財産とする。

(基本財産の維持及び処分)

第6条 基本財産は、この法人の目的を達成するために善良な管理者の注意をもつて維持及び管理に努めるものとする。

2 やむを得ない理由により基本財産の一部を処分又は担保に提供する場合には、あらかじめ理事会において三分の二以上の決議を経て、評議員会の承認を得るものとする。

(財産の管理・運用)

第7条 この法人の財産の管理・運用は、理事長が行うものとし、その方法は、理事会の決議を経て別に定める。

(事業年度)

第8条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第9条 この法人の事業計画書、収支予算書、資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類（以下「事業計画書等」という）は、理事長が作成し、毎事業年度開

始の日の前日までに、理事会の決議を経て、評議員会の承認を得なければならぬ。これを変更する場合も、同様とする。

- 2 前項の事業計画書等については、事業年度の開始の日の前日までに行政庁に提出するものとする。
- 3 第1項の事業計画書等については、主たる事務所に当該事業年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)

第10条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
 - (2) 事業報告の附属明細書
 - (3) 貸借対照表
 - (4) 損益計算書（正味財産増減計算書）
 - (5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書
 - (6) 財産目録
- 2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号、第4号及び第6号の書類については、定時評議員会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、他の書類については承認を受けなければならない。
 - 3 第1項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。
 - (1) 監査報告
 - (2) 理事及び監事並びに評議員の名簿
 - (3) 理事及び監事並びに評議員の報酬等の額等の基準を記載した書類
 - (4) 運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類
 - 4 第1項の書類については、毎事業年度の終了後、3ヶ月以内に行政庁に提出しなければならない。

(公益目的取得財産残額の算定)

第11条 理事長は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則第48条の規定に基づき、毎事業年度、当該事業年度の末日における公益目的取得財産残額を算定し、前条第3項第4号の書類に記載するものとする。

(長期借入金等)

第12条 この法人が資金の借入れをしようとするときは、その会計年度内の収入をもって償還する短期借入れの場合を除き、理事会において、理事現在数の3分の2以上の決議を経て、評議員会の同意を得なければならない。

第4章 評議員及び評議員会

第1節 評議員

(定数)

第13条 この法人に評議員5名以上20名以内を置く。

(評議員の選任及び解任)

第14条 評議員の選任及び解任は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律(以下「一般法人法」という。)第179条から第195条までの規定に従い、評議員会の決議により行う。

2 評議員を選任する場合には、次の各号の要件をいずれも満たさなければならぬ。

(1) 各評議員について、次のイからヘまでに該当する評議員の合計数が評議員の総数の3分の1を超えないものであること。

イ 当該評議員及びその配偶者又は3親等内の親族
ロ 当該評議員と婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者

ハ 当該評議員の使用人

ニ ロ又はハに掲げる者以外の者であって、当該評議員から受ける金銭その他の財産によって生計を維持しているもの

ホ ハ又はニに掲げる者の配偶者

ヘ ロからニまでに掲げる者の3親等内の親族であって、これらの者と生計を一にするもの

(2) 他の同一の団体(公益法人を除く。)の次のイからニまでに該当する評議員の合計数が評議員の総数の3分の1を超えないものであること。

イ 理事

ロ 使用人

ハ 当該他の同一の団体の理事以外の役員(法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものにあっては、その代表者又は管理人)又は業務を執行する社員である者

ニ 次に掲げる団体においてその職員(国会議員及び地方公共団体の議会の議員を除く。)である者

① 国の機関

② 地方公共団体

- ③ 独立行政法人通則法第2条第1項に規定する独立行政法人
- ④ 国立大学法人法第2条第1項に規定する国立大学法人又は同条第3項に規定する大学共同利用機関法人
- ⑤ 地方独立行政法人法第2条第1項に規定する地方独立行政法人
- ⑥ 特殊法人（特別の法律により特別の設立行為をもって設立された法人であつて、総務省設置法第4条第15号の規定の適用を受けるものをいう。）又は許可法人（特別の法律により設立され、かつ、その設立に関し行政官庁の認可を要する法人をいう。）

3 評議員会会長は、評議員会において選任する。

（権限）

第15条 評議員は、評議員会を構成し、第18条第2項に規定する事項の決議に参画するほか、法令に定めるその他の権限を行使する。

（任期）

第16条 評議員の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

- 2 任期の満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、退任した評議員の任期満了の時までとする。
- 3 評議員が辞任又は任期満了で退職することにより、第13条に定める定員に足りなくなるときは、当該評議員は、任期の満了又は辞任により退職した後も、新たに選任された者が就任するまでは、なお評議員としての権利義務を有する。

（評議員の報酬等）

第17条 評議員は無報酬とする。

- 2 評議員には、その職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。
ここにいう費用とは、職務の遂行に伴い発生する旅費（「職員の旅費等に関する条例」（昭和45年7月15日鳥取県条例第48号）第6条に規定するものをいう。）及び手数料等実費弁償の経費をいい、報酬とは明確に区分されるものとする。
- 3 前項の規定に關し必要な事項は、別に定める規程による。

第2節 評議員会

（構成及び権限）

第18条 評議員会は、すべての評議員をもって構成する。

- 2 評議員会は、次の事項について決議する。

- (1) 理事及び監事の選任及び解任
- (2) 理事及び監事の報酬等の額
- (3) 評議員に対する報酬等の支給の基準
- (4) 定款の変更
- (5) 各事業年度の事業報告及び決算の承認
- (6) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の承認
- (7) 長期借入金並びに重要な財産の処分及び譲り受け
- (8) 公益目的取得財産残額の贈与及び残余財産の処分
- (9) その他評議員会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

3 前項にかかわらず、個々の評議員会においては、第21条第1項の書面に記載した評議員会の目的である事項以外の事項は、決議することができない。

(会議の種類及び開催)

- 第19条 評議員会は、定時評議員会及び臨時評議員会の2種とする。
- 2 定時評議員会は、毎年1回、毎事業年度終了後3か月以内に開催する。
 - 3 臨時評議員会は、必要がある場合には、いつでも開催することができる。

(招集)

- 第20条 評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき、理事長が招集する。
- 2 評議員は、理事長に対して、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。
 - 3 前項の規定による請求があったときは、理事長は遅滞なく評議員会を招集しなければならない。

(招集の通知)

- 第21条 理事長は、評議員会の開催日の1週間前までに、評議員に対して、会議の日時、場所、目的である事項を記載した書面をもって招集の通知を発しなければならない。
- 2 前項の規定にかかわらず、評議員全員の同意があるときは、招集の手続きを経ることなく、評議員会を開催することができる。

(議長)

- 第22条 評議員会の議長は、その評議員会において、出席した評議員の中から選出する。

(定足数)

第23条 評議員会は、評議員の過半数の出席がなければ開催することができない。

(決議)

第24条 評議員会の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、その過半数をもって決し、可否同数のときは議長の裁決するところによる。

- 2 前項の場合において、議長は、評議員会の議決に評議員として加わることはできない。
- 3 第1項の規定にかかわらず、次の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。
 - (1) 監事の解任
 - (2) 評議員に対する報酬等の支給の基準
 - (3) 定款の変更
 - (4) 基本財産の処分又は除外の承認
 - (5) その他法律で定められた事項

(議事録)

第25条 評議員会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成しなければならない。

- 2 議事録には、議長及び出席した評議員のうちから選出された議事録署名人2人が、これに記名押印しなければならない。

第5章 役員等及び理事会

第1節 役員等

(種類及び定数)

第26条 この法人に、次の役員を置く。

- (1) 理事 5名以上20名以内
- (2) 監事 2名以内
- 2 理事のうち1名を理事長、1名を専務理事とする。
- 3 前項の理事長及び専務理事をもって、一般法人法上の代表理事とする。

(役員の選任等)

第27条 理事及び監事は、評議員会の決議によって選任する。

- 2 理事長は、理事会の決議によって理事の中から選任する。
- 3 専務理事は、法第32条の3第1項第2号に規定する暴力追放相談委員の資格

を有する理事のうちから、理事会の決議によって選定する。

- 4 監事は、この法人の理事又は使用人を兼ねることはできない。
- 5 理事のうち、理事のいずれか1名とその配偶者又は三親等内の親族その他特別の関係にある者の合計数は、理事の総数の3分の1を超えてはならない。監事についても同様とする。
- 6 理事又は監事に異動があったときは、2週間以内に登記し、登記事項証明書等を添え、遅滞なくその旨を行政庁に届け出なければならない。

(理事の職務及び権限)

第28条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

- 2 理事長及び専務理事は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行する。
- 3 理事長及び専務理事は、毎事業年度に4ヵ月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第29条 監事は、次の職務を行う。

- (1) 理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところより、監査報告を作成すること。
- (2) 法令で定めるところにより、この法人の業務及び財産の状況を調査すること、並びに各事業年度に係る貸借対照表、損益計算書及び事業報告等を監査すること。
- (3) 評議員会及び理事会に出席し、意見を述べること。
- (4) 理事が不正の行為をし、若しくはその行為をするおそれがあると認めるとき、又は法令若しくは定款に違反する事実若しくは不当な事実があると認めるときは、これを評議員会及び理事会に報告すること。
- (5) 前号の報告をするため必要があるときは、理事長に理事会の招集を請求すること。

ただし、その請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会の日とする招集通知が発せられない場合は、直接理事会を招集すること。

- (6) 理事が評議員会に提出しようとする議案、書類その他法令で定めるものを調査し、法令若しくは定款に違反し、又は著しく不当な事項があると認めるときは、その調査の結果を評議員会に報告すること。
- (7) 理事がこの法人の目的の範囲外の行為その他法令若しくは定款に違反する行為をし、又はその行為をするおそれがある場合において、その行為によって

この法人に著しい損害が生じるおそれがあるときには、その理事に対し、その行為をやめることを請求すること。

- (8) その他監事に認められた法令上の権限を行使すること。

(役員の任期)

第30条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

- 2 監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。
- 3 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。
- 4 理事又は監事が辞任又は任期満了で退任することにより、第26条第1項で定める定数に足りなくなるときは、当該理事又は監事は、辞任又は任期満了後においても、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員の解任)

第31条 理事又は監事が次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。ただし、監事を解任する場合は、決議に加わることのできる評議員の3分の2以上の決議に基づいて行わなければならない。

- (1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。
- (2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

(役員の報酬等)

第32条 理事及び監事は、無報酬とする。

- 2 理事及び監事には、その職務を行うために要する費用の支払いすることができる。ここにいう費用とは、職務の遂行に伴い発生する旅費（「職員の旅費等に関する条例」（昭和45年鳥取県条例第48号）第6条に規定するものをいう。）及び手数料等実費弁償の経費をいい、報酬とは明確に区分されるものとする。
- 3 前項の規定に関し必要な事項は、別に定める規程による。

第2節 理事会

(構成)

第33条 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第34条 理事会は、次の職務を行う。

- (1) 評議員会の日時及び場所並びに目的である事項の決定
 - (2) 規則の制定、変更及び廃止
 - (3) この法人の業務執行の決定
 - (4) 理事の業務執行の監督
 - (5) 理事長及び専務理事の選任及び解職
- 2 理事会は、次に掲げる事項その他重要な業務執行の決定を、理事に委任することができない。
- (1) 重要な財産の処分及び譲り受け
 - (2) 多額の借財
 - (3) 重要な使用人の選任及び解任
 - (4) 重要な組織の設置、変更及び廃止

(理事会の種類及び開催)

第35条 理事会は、通常理事会及び臨時理事会の2種類とする。

- 2 通常理事会は、事業年度毎に年2回開催する。
- 3 臨時理事会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。
- (1) 理事長が必要と認めたとき。
 - (2) 理事長以外の理事から会議の目的たる事項を示して理事長に対して請求があつたとき。
 - (3) 前号の請求があつた日から5日以内に、その請求があつた日から2週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知が発せられない場合に、その請求をした理事が招集したとき。
 - (4) 第29条1項第5号の規定により、監事から理事長に招集の請求があつたとき、又は監事が招集したとき。

(招集)

- 第36条 理事会は、理事長が招集する。ただし、前条第3項により理事が招集する場合及び前条第3項第4号後段により、監事が招集する場合を除く。
- 2 理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。
- 3 理事長は、前条第3項第2号又は第4号の請求を受けたときは、当該請求があつた日から5日以内に、その請求があつた日から2週間以内を理事会の日とする臨時理事会を招集しなければならない。
- 4 理事会を招集するには、会議の日時及び場所、目的である事項を記載した書面をもって、開催の日の1週間前までに各理事及び監事に対して通知しなければならない。

ただし、理事及び監事の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ることなく理事会を開催することができる。

(議長)

第37条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

2 理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、出席した理事の中から議長を選任する。

(定足数)

第38条 理事会は、理事の過半数の出席がなければ開催することができない。

(決議)

第39条 理事会の決議は、この定款に定めがあるもののほか、決議に加わることのできる理事の過半数が出席し、その過半数をもって行い、可否同数のときは議長の裁決するところによる。

2 前項前段の場合において、議長は、理事会の決議に、理事として決議に加わることはできない。

(決議の省略)

第40条 前条第1項の規定にかかわらず、理事が、理事会の決議の目的である事項について提案した場合において、その提案について、決議に加わることのできる理事の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。ただし、監事が異議を述べたときは、その限りではない。

(報告の省略)

第41条 理事又は監事が理事又は監事の全員に対し、理事会に報告すべき事項を通知した場合においては、その事項を理事会に報告することを要しない。

2 前項の規定は、第28条第3項の規定による報告には適用しない。

(議事録)

第42条 理事会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成しなければならない。

2 議事録には、出席した理事長及び監事は、これに記名押印しなければならない。

第3節 名誉会長等

(名誉会長等)

第43条 この法人に、代表権を有しない任意の機関として、名誉会長1名、名誉副会長2名以上6名以内を置くことができる。

2 名誉会長は鳥取県知事の職にある者をもって充て、名誉副会長は理事会の同意を得て理事長が委嘱する。ただし、名誉副会長のうち1名は鳥取県警察本部長の職にある者をもって充てる。

3 名誉会長及び名誉副会長は、次の職務を行う。

(1) 暴力追放活動に功労のあった者の表彰その他暴力追放意識の高揚を図るための儀礼的行為を行うこと。

(2) 理事長の諮問に応じて、理事会に出席し、意見を述べること。

4 名誉会長及び名誉副会長は、無報酬とする。ただし、その職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。

(顧問及び参与)

第44条 この法人の円滑な運営を図るため、任意の機関として顧問又は参与を置くことができる。

2 顧問及び参与は、次の職務を行う。

(1) 顧問は、財団運営のあり方について理事長の諮問に応じるとともに、その運営一般について、理事長に意見を具申する。

(2) 参与は、財団運営一般について、理事長に意見を具申する。

3 顧問又は参与は、理事会の同意を経て理事長が委嘱する。

4 顧問及び参与は、無報酬とする。ただし、その職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。

第6章 定款の変更、合併及び解散

(定款の変更)

第45条 この定款は、評議員会において、議決に加わることのできる評議員の三分の2以上の議決を経て変更することができる。ただし、第3条に規定する目的並びに第14条第1項に規定する評議員の選任及び解任の方法並びに第46条に規定する公益目的取得財産残額の贈与については変更することができない。

2 公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（以下「認定法」という。）第11条第1項（変更の認定）各号に掲げる事項に係る定款の変更をしようとするときは、その事項の変更につき、行政庁の認定を受けなければならない。

3 前項以外の変更を行った場合は、遅滞なく、その旨を行政庁に届け出なければならない。

(合併等)

第46条 この法人は、評議員会において、議決に加わることのできる評議員の三分の2の議決により、他の一般法人法上の法人との合併、事業の全部又は一部の譲渡及び公益目的事業の全部を廃止することができる。

2 前項の行為をしようとするときは、予めその旨を行政庁に届け出なければならない。

(解散)

第47条 この法人は、基本財産の滅失によるこの法人の目的である事業の成功の不能等一般法人法第202条に規定する事由により解散する。

(公益認定の取り消し等に伴う贈与)

第48条 この法人が公益認定の取り消しの処分を受けた場合又は合併により法人が消滅する場合（その権利義務を承継する法人が公益法人であるときを除く）には、評議員会の決議を経て、公益目的取得財産残額に相当する額の財産を、当該公益認定の取消しの日又は当該合併の日から1箇月以内に、認定法第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

(残余財産の帰属)

第49条 この法人が解散等により清算をする場合において有する残余財産は、評議員会の決議を経て、認定法第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第7章 専門委員会

(専門委員会)

第50条 理事長は、この法人の事業の円滑な運営を推進するため必要と認めるとときは、理事会の決議を経て、専門的事項を調査研究し、理事会に参考意見を提出することを目的とする専門委員会を設置することができる。

2 専門委員会の組織及び運営に関する事項は、理事会の決議により別に定める。

第8章 事務局

(事務局)

第51条 この法人の事務を処理するため、事務局を設置する。

- 2 事務局には、事務局長及び所要の職員を置く。
- 3 事務局長及び重要な職員は、理事長が理事会の承認を得て任免する。
- 4 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事長が理事会の決議を経て別に定める。

(備付け書類及び帳簿)

第52条 事務局には、常に次に掲げる帳簿及び書類を備えておかなければならぬ。

- (1) 定款
- (2) 理事、監事及び評議員の名簿
- (3) 認定、許可、認可等及び登記に関する書類
- (4) 定款に定める理事会及び評議員会の議事に関する書類
- (5) 財産目録
- (6) 役員
- (7) 事業計画書及び収支予算書等
- (8) 事業報告書並びに貸借対照表及び損益計算書等
- (9) 監査報告書
- (10) その他法令で定める帳簿及び書類

2 前項各号の帳簿及び書類の閲覧については、法令の定めによるほか、理事会の決議により理事長が別に定める。

第9章 賛助会員

(賛助会員)

第53条 この法人の目的に賛同し、事業の推進を後援する法人その他団体又は個人を賛助会員とすることができます。

2 賛助会員は、理事会の定めるところにより賛助金を納入するものとする。

3 前項に規定するもののほか、賛助会員に関する必要な事項は、理事会の決議を経て理事長が別に定める。

第10章 公告の方法

(公告の方法)

第54条 この法人の公告は、電子公告により行う。

2 事故その他やむを得ない事由によって前項の電子公告をすることができない場合は、官報に掲載する方法により行う。

第11章 補則

(委任)

第55条 この定款に定めるもののほか、この法人の運営に必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

附 則

- 1 この定款は、一般法人法及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備に関する法律（以下「整備法」という。）第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。
- 2 整備法第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記及び公益法人の設立の登記を行ったときは、これらの登記を行った日が4月1日である場合を除き、第8条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を当該日の属する事業年度（以下「旧事業年度」という。）の末日とし、設立の登記の日を旧事業年度の翌事業年度の開始の日とする。
- 3 この法人の最初の理事長は、盛田榮一とし、専務理事は藤原剛文とする。

附 則

この定款の変更は、国家公安委員会の認定があった日（平成25年10月24日）から施行する。